

## 養父市車両管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月18日

養父市経営企画部経営総務課

### 1 目的等

本業務は、養父市が所有する庁用車の一部（別紙2「令和8年度管理業務委託車両」）について、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況の維持のため、保守点検・整備及び維持管理の手続き等を委託する。

なお、本プロポーザルは、年度開始前の契約準備行為であるため、予算成立後に効力を生じるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務番号・業務名

養経総8（委）第1号・養父市車両管理業務

#### (2) 対象車両

別紙2「令和8年度管理業務委託車両」記載のとおり 35台

#### (3) 業務内容

下記及び仕様書のとおり。

- ①定期点検整備、法定点検及び継続車検等定期点検
- ②継続検査登録代行料及び収入印紙に要する費用及び手続
- ③委託期間中に発生する重量税の費用及び手続
- ④委託期間中に発生する自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の費用及び手続
- ⑤エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換、補充
- ⑥摩耗度に応じた夏タイヤ並びに冬タイヤ（冬タイヤ用ホイールは含まない。）及びワイパーブレード等の交換
- ⑦走行時における故障（ロードサービスを含む。）、パンク修理等の故障修理
- ⑧契約情報及び整備内容を閲覧できる車両管理web情報サービスの提供
- ⑨本業務の導入及び維持管理等における指定工場との調整

#### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### (5) 見積限度額

3,523,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※見積限度額を超過した場合は、失格とする。

#### (6) その他

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

### 3 参加資格

プロポーザル方式への参加者は、次に掲げる資格要件等を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 養父市指名停止基準（平成16年4月1日制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。
- (5) 令和3年4月以降に、本業務と同類業務以上の実績があること。  
※同類業務とは、公的機関又は民間機関で、1契約先あたりで30台以上及び本業務仕様書「3（1）委託業務に含むもの」を満たすものとします。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

### 4 スケジュール

項目	期日 ※24時間表記
(1) 公募開始	令和8年2月18日（水）
(2) 質問書の提出期限	令和8年2月25日（水）17時まで
(3) 質問書への回答	令和8年3月2日（月）までに
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年3月3日（火）11時まで
(5) 参加資格選定通知	令和8年3月9日（月）予定
(6) 提案書の提出期限	令和8年3月17日（火）11時まで
(7) 本審査	令和8年3月24日（火）予定
(8) 審査結果通知	令和8年3月25日（水）予定
(9) 特定者との協議	特定通知から1週間以内をめぐり調整
(10) 業務委託契約締結	令和8年4月1日（水）

### 5 質問書の提出及び回答

#### (1) 受付期間

令和8年2月18日（水）9時から

令和8年2月25日（水）17時まで

#### (2) 提出方法

①電子メールのみの受付とする。電話及び口頭での質問、FAX、郵送並びに直接持参等は不可とする。

②質問内容を質問書（様式第1号）に入力し、電子メールの件名を「養父市車両管理業務に係る質問」とし、質問書を添付のうえ、下記の送信先まで送信すること。

(3) 送信先 [zaisankanri@city.yabu.lg.jp](mailto:zaisankanri@city.yabu.lg.jp)（養父市経営企画部経営総務課）

#### (4) 回答方法

令和8年3月2日（月）までに養父市ホームページで回答する。

### 6 参加表明書等の提出

#### (1) 提出書類

##### ①参加表明書（様式第2号）

##### ②参加表明書添付書類

ア) 会社概要・会社概要（協力会社）

イ) 業務の執行体制

ウ) 業務実績調書及び業務実績が確認できる資料

※業務実績が確認できる資料は、本要領の上記3（5）に記載する同類業務が確認できるもの（契約書及び仕様書など）の提出をお願いします。

※令和8・9年度養父市委託業務入札参加資格に申請していない者は、養父市入札参加資格審査申請要領に準じた申請書一式（下記「(エ) から (コ) まで」を提出すること。

申請要領及び様式は養父市ホームページ（下記URL）を参照してください。

([https://www.city.yabu.hyogo.jp/jigyosha/nyusatsu\\_keiyaku/shikakushinsei/13305.html](https://www.city.yabu.hyogo.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/shikakushinsei/13305.html))

#### エ) 営業所一覧表（市様式 共通1）

#### オ) 納税証明書（滞納がない証明書）※写し可 ※申請前3か月以内のもの

- ・法人市内 {国税（税務署の未納税額のない証明：様式その3の3）法人税・消費税} と {市税（養父市税務課の滞納がない証明）} 市内支店等が受託先になっている場合は、支店等を含む。
- ・法人市外 {国税（税務署の未納税額のない証明：様式その3の3）法人税・消費税}
- ・個人市内 {国税（税務署の未納税額のない証明：様式その3の2）所得税・消費税} と {市税（養父市税務課の滞納がない証明）}
- ・個人市外 {国税（税務署の未納税額のない証明：様式その3の2）所得税・消費税}

#### ※法人個人市内事業者

養父市税の滞納がない証明書は、申請者の住所、商号、代表者氏名を記載の上、交付閲覧申請者（代理の場合は委任状が必要）と一緒に養父市経営企画部税務課に申請すること。（1通300円）

※国税庁での e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の e-Tax ソフト（WEB版）で、納税証明書（国税）のオンライン請求をご利用ください。

#### カ) 財務諸表（決算書）

- ・法人 直前1年分決算書財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ・個人 確定申告書（写し） ※収支内訳書・決算書を含む

#### キ) 登記簿謄本等（写し可）※申請時前3か月以内のもの

- ・法人 法人履歴事項全部証明書（法務局登記官証明のもの）
- ・個人 住民票及び本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（運転免許証、健康保険証個人番号カード等は不可）

#### ク) 使用印鑑届（市様式 共通2）

ケ) 印鑑証明書(写し可) ※申請時前3か月以内のもの

- ・法人 法務局登記官証明のもの
- ・個人 所在地の市区町村長証明のもの

コ) 委任状(市様式 共通3)

※入札・契約等に関する一切の業務を支店等に委任する場合のみ

(2) 提出部数 2部

(3) 提出期間 令和8年2月18日(水)9時から  
令和8年3月3日(火)11時まで  
※土・日・祝日を除く

(4) 提出場所 〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675  
養父市経営企画部経営総務課  
TEL: 079-662-3161

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は提出期限内に必着とし、書留など送達過程を記録するものとする。) ※電子メール、FAXでの提出は受け付けない。

## 7 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果は選定通知書又は非選定通知書により、参加表明者に通知する。審査結果に対する異議申立はできないこととする。

## 8 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

提案書(様式第5号)1部と 下記①~④に各書類番号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部及び提出する企画提案書等の資料一式(PDFデータ)を入れたCD-Rを提出すること。

①企画提案書 A4版 両面10枚(20頁)以内 (任意様式)

※本実施要領の末尾に記載する「養父市車両管理委託業務プロポーザル審査表」の評価項目「1①から2④まで」の評価内容に応じた企画提案書とすること。

②見積書 A4版 1枚 (様式第6号)

③見積内訳 A4版 1枚 (任意様式:各車両の金額がわかるもの)

④工程表 A4版 1枚 (任意様式)

(2) 提案書等の提出

提出期間 令和8年3月10日(火)9時から  
令和8年3月17日(火)11時まで

提出場所 6の(4)に同じ

提出方法 6の(5)に同じ

(3) その他

①提出期限後の提案書の追加・修正、差替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、資料の追加提出を求めることがある。

- ②提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は注釈を付けること。
- ③参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を経営総務課に持参又は郵送にて提出すること。

## 9 本審査

養父市プロポーザル審査委員会設置条例に基づく審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

### (1) 評価項目及び配点

本実施要領の末尾に記載する「養父市車両管理委託業務プロポーザル審査表」のとおり

### (2) 事前選考

参加者が4者程度以上の場合、審査委員会において、事前に書類選考・審査を行い、本審査対象者として、3者程度を選定する。事前選考の結果は、電子メールで通知する。

### (3) 本審査

①時間割等は別途通知する。審査の順番は、参加表明書の到着順とする。

②1者の持ち時間は、説明15分、質疑応答25分の計40分とする。

なお、質疑応答の時間は、必要に応じて調整する場合がある。

③説明は、本業務の担当者本人が行うこととする。パソコン操作者を含め3名以内とすること。

④説明は、提案書に基づくものとし、パワーポイントの利用は可能とする。プロジェクターによりスクリーンに投影したものにより説明すること。パソコンは参加者が持参すること。

### (4) 特定者等の特定方法

審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを特定者、次点のものを次順位特定者としてそれぞれ特定する。ただし、得点の総計が60点未満又は各評価項目の平均評価点が「2.5未満（5段階評価の半分未満）」となる場合は、特定者及び次順位特定者として特定しない。

### (5) 審査結果の通知

本審査の結果は、全ての本審査参加者に特定通知書又は非特定通知書により通知する。審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

また、審査結果の概要については、養父市のホームページで公表する。

## 10 提案書の無効

次の事項いずれかに該当した場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案者が実施要領「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出を求めた書類を期限までに提出しなかった場合
- (4) 本提案募集において、他者の代理人、共同事業者として提案した場合
- (5) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている場合
- (6) 提出後に見積金額を訂正した場合
- (7) 本要領に定められた以外の手法により、委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(8) 上記に掲げるものの外、提出書類に重大な記載不備等があり養父市が無効であると判断した場合

## 11 契約

(1) 「9 本審査」により特定された特定者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議合意した後に委託契約を締結する。協議の日時は、特定通知から一週間以内をめどに調整する。

なお、当該事業者が提案した内容は、本業務仕様書に規定されたものとみなす。

特定者と合意できない場合や、契約締結までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合、又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次順位特定者から順に繰り上げて契約に向けての協議を実施する。

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約書は、原則養父市の所定の契約書を使用する。

イ 提案、見積された内容・金額をそのまま委託するものではないこと。

協議の上、提案の一部を変更若しくは金額の変更をする場合がある。

ウ 業務の全部または一部について、養父市の承諾なく他者に再委託することはできない。

## 12 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類については返却しない。ただし、不採用となった場合には、養父市で定めた保存年限満了後、養父市の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しない。

(3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。

(4) 提出された書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

(5) 参加者が1者のみの場合も成立するものとする。

(6) 提出された書類に記載された、配置予定担当者は、病気、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更することはできない。

(7) 情勢の変化によっては、本公募は途中で中止する場合がある。

## 養父市車両管理委託業務プロポーザル審査表

評価項目		評価内容	配点	
1	業務実績・技術者	①実績	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10
		②技術者	本業務を確実に遂行できる技術を有する責任者及び担当者が十分に配置されているか。	10
2	企画提案の内容・実施体制	①提案の適格性	業務に対する理解が十分で、提案内容が本実施要領及び仕様書で示す「業務内容」と整合性が十分とれているか。	15
		②指定工場との調整	指定工場への説明及び調整など本業務が円滑に進む提案内容となっているか。	15
		③提案の創意工夫	提案内容が、車両管理の課題に着目し、工夫が取り入れられているか。	15
		④実施体制	実施体制、スケジュール（工程表）は妥当なものであり、本業務を滞りなく遂行できる人員・体制が整えられているか。	15
3	見積価格 (消費税及び地方消費税を含む) ※上限額：3,523千円 ※下限額：2,818千円	$\sqrt{(\text{上限額} - \text{提案額}) \times \text{定数} + \text{配点} / 2} = \text{提案者の得点}$ ※上記数式により算出した数値(小数点以下第2位を四捨五入)を得点とします。 ※定数 = $(\text{配点} / 2) \times (\text{配点} / 2) / (\text{上限額} - \text{下限額})$ ※下限額以下の提案額は満点とします。	10	
4	プレゼンテーションの内容	①伝達力・積極性	業務に対して積極的であり、かつ、わかりやすい説明で企画提案の内容を深めることができたか。	5
		②認識性	質問に対して迅速かつ、明確でわかりやすい回答であったか。	5
合 計			100	

※本審査は、5段階で評価する。この評価点に評価項目ごとに換算値を設定し、掛けた値を配点とする。

※参加表明書に併せて提出される書類は、参加資格等の確認のみに利用する。

本審査（評価）は、「8（1）提出書類」で審査するため、評価項目等を対象とした企画提案書で提案すること。

担当課（問合せ先）

〒667-8651

兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

養父市経営企画部経営総務課 長谷川・安田

TEL：079-662-3161

Eメール：zaisankanri@city.yabu.lg.jp